

介護保険法に基づく行政処分について

1 処分対象事業者

法人（開設者）名等	合同会社 t i p t o p 代表社員 寺岡 佐記
法人の所在地	高知県高知市福井町 2252 番地 40

2 処分対象事業所

事業所名	訪問看護サービス t i p t o p !
事業所の所在地	高知県高知市吉田町 9 番 9 号
サービスの種類 及び指定年月日	訪問看護（令和 4 年 8 月 1 日） 介護予防訪問看護（令和 4 年 8 月 1 日）
事業所番号	3 9 6 0 1 9 0 7 8 7

3 処分の内容

指定の効力の全部停止

4 指定の効力の全部停止期間

3 か月間（令和 6 年 1 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで）

5 指定の効力を全部停止する理由

法第 77 条第 1 項第 9 号（不正な手段による指定）に該当
法第 115 条の 9 第 1 項第 9 号（不正な手段による指定）に該当